

## 第214期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

第214期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

- ①事業報告の業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況
- ②事業報告の株式会社の支配に関する基本方針
- ③連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
- ④連結計算書類の連結注記表
- ⑤計算書類の株主資本等変動計算書
- ⑥計算書類の個別注記表

倉敷紡績株式会社

本内容は、法令および当社定款第15条の規定に基づき、当社ホームページ（<https://www.kurabo.co.jp>）に掲載しているものです。

## 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

### ◆ 業務の適正を確保するための体制（2022年3月31日現在）

当連結会計年度における「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」の内容は、以下のとおりであります。

#### (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制につきましては、取締役会により統括的な監督を行うとともに、次の体制を整備、運営します。また、監査等委員会、会計監査人による監査を行います。

- ①経営理念として「私たちクラブウグループは、新しい価値の創造を通じてより良い未来社会づくりに貢献します。」を制定
- ②クラブウグループ行動基準を制定
- ③クラブウグループ倫理綱領を制定するとともに、クラブウCSR委員会を設置。  
また、人権、安全衛生、環境、製品安全、品質保証、情報セキュリティに関するリスクについては専門委員会を設置
- ④クラブウ コーポレートガバナンス ガイドラインを制定
- ⑤執行役員制度を採用
- ⑥取締役、執行役員の指名、報酬に関する任意の諮問委員会を設置
- ⑦監査室による内部監査の実施
- ⑧公益通報制度の運用
- ⑨反社会的勢力、団体に対しては、一切の関係を絶ち、毅然とした態度で対応するための体制の運営

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制につきましては、社内規則に基づき、適切な保存および管理を行います。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理に関する規程その他の体制につきましては、取締役会により統括的な管理を行うとともに、リスク管理・コンプライアンスに関する規程に基づきグループ会社を含めた管理を行います。

また、人権、安全衛生、環境、製品安全、品質保証、情報セキュリティに関するリスクにつきましては専門委員会を設け、各規程に基づく適切な管理を行います。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制につきましては、次の体制を整備、運営します。

- ① 執行役員制度の採用による、経営と執行の分離および経営の意思決定の迅速化
- ② 毎月1回取締役会を開催し、経営に関する重要事項を審議、決定するとともに、経営会議を開催し、取締役と執行役員の経営情報の共有化を図り、迅速な業務執行を実施
- ③ 事業部制の採用により執行役員に各事業部長を委嘱し、事業運営の権限を委譲

### (5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社グループにおける業務の適正を確保するため、グループ各社につき、事業内容、規模、本店所在地等に応じて、以下の体制を構築しております。

- ① 当社グループ各社における取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - ・ グループ各社におけるクラブウグループ経営理念・行動基準・倫理綱領の実践
  - ・ グループ各社の管理に関する規程等に基づく適切な管理、監督体制の構築
  - ・ 監査室によるグループ各社に対する監査の実施
  - ・ クラブウCSR体制へのグループ各社の参加
- ② 当社グループ各社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告体制
  - ・ グループ各社の管理に関する規程等におけるグループ各社が当社に報告すべき事項その他の報告に関する事項の規定および当該規定に基づく報告の実施

- ③当社グループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・リスク管理・コンプライアンスに関する規程等に基づくリスク管理の実施
  - ・諸規程に基づく人権、安全衛生、環境、製品安全、品質保証、情報セキュリティに関するリスク管理の実施
- ④当社グループ各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・クラブグループの中期経営計画の策定、遂行によるグループとしての企業価値の向上
  - ・グループ経営戦略に関する会議を通じた、グループ各社との情報共有および適切な協業の実施
  - ・執行役員制度の採用による、経営と執行の分離および経営の意思決定の迅速化

**(6) 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保する体制**

監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保する体制につきましては、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保する体制に関する基本規程を定め、監査等委員会の監査への協力体制の整備に努めるとともに、監査等委員の監査に関する費用の適切な処理を行います。

**(7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項および当該使用人の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性に関する事項**

監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項につきましては、監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する規程を制定し、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の員数は2名以上、うち1名は管理職とし、監査等委員会から指示があった事項については、速やかに、かつ、的確に実施する等、監査等委員会からの指示の実行性を確保します。

また、当該使用人の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性に関する事項につきましては、同規程により、当該使用人の人事異動には監査等委員会の同意を必要とするなど、取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性を確保します。

## (8) 監査等委員会への報告に関する体制

監査等委員会への報告に関する体制につきましては、監査等委員会に対する報告に関する規程を制定し、取締役（監査等委員であるものを除く。）、執行役員および使用人が監査等委員会に報告すべき事項として、次の事項を定めております。なお、監査等委員会に報告すべき事項のうちグループ各社に関する事項につきましては、原則として当該グループ会社を担当する執行役員が監査等委員会に報告するものとしています。

また、同規程において、報告者に対する不利益となる取扱いを禁止し、報告者の保護を図っております。

①決算報告書類等に関する事項

②会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、当該事実に関する事項

③取締役（監査等委員であるものを除く。）、執行役員および使用人の職務遂行に関する不正行為、法令・定款違反行為に関する重大な事項

④公益通報規程に基づく通報内容に関する事項

⑤上記①から④の各号でグループ各社に関する事項

⑥上記①から⑤に掲げられた以外のもので、監査等委員会の監査に必要な事項

## ◆ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当連結会計年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

### (1) コンプライアンス、リスク管理に関する取組み

グループ会社全体のCSR活動を統括するクラブウCSR委員会のもとで、人権、安全衛生、環境、製品安全、品質保証、情報セキュリティ、コンプライアンス等に関するリスクにつき、各専門委員会が当連結会計年度の活動方針に従い適切に実施し、その活動結果を取締役に報告しました。

また、監査室による当社およびグループ各社に対する監査を実施し、その結果を監査等委員会に報告しました。

## (2) コーポレートガバナンスに関する取組み

クラブウ コーポレートガバナンス ガイドラインに従って、2020年度の取締役会の実効性についての分析・評価を行いました。

また、任意の指名・報酬諮問委員会を6回開催し、取締役会の諮問に応じて答申を行い、取締役、執行役員の指名、報酬等の決定に係る客観性・透明性の確保と説明責任の強化を図りました。なお、上記のほか、書面による指名・報酬諮問委員会決議を1回行いました。

## (3) 業務執行の適正性や効率性の向上

執行役員制度の採用により、経営と執行の分離を図っております。執行役員以上が参加する経営会議を開催し、取締役と執行役員の経営に関する情報の共有化を図るとともに、取締役会に付議する事項についても議論することにより業務執行の適正性や効率性の向上に努めました。また、取締役会や経営会議の資料については、会日に先立って各取締役（監査等委員であるものを除く。）、各執行役員に配布し十分な情報提供を行いました。

## (4) 監査等委員会の監査体制

社外取締役を含む監査等委員会に対しては、取締役会において決算書類その他会社の経営に重要な影響を及ぼす事項について報告する等必要な報告を適宜実施しました。また、取締役会の資料については、会日に先立って各監査等委員に配布し十分な情報提供を行いました。

## 株式会社の支配に関する基本方針

### (1) 基本方針の内容

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式等の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には当社株式等の大規模買付提案に応じるか否かは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、当社株式等の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとはいえないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

## (2) 基本方針の実現に資する取組み

当社グループでは、当社グループがすべてのステークホルダーから存在価値を認められ、さらに、信頼感が持てる企業、安心感を持っていただける企業として支持されることにより、企業価値の向上およびステークホルダーとの共同利益の確保ができるものと考え、次の取組みを実施しております。

### ①中期経営計画の実施

当社グループは、2022年4月から3ヵ年の新中期経営計画「Progress'24」をスタートしました。

「Progress'24」では、「高収益事業の拡大と持続可能な成長に向けた基盤事業の強化」を基本方針とし、成長市場における注力事業へ経営資源を集中するとともに、基盤事業の収益力強化に取り組み、変化の激しい経営環境にあっても、持続的に企業価値を高めていくための最適な事業ポートフォリオを構築してまいります。また、グループガバナンスを強化するとともに、社会課題の解決に取り組むなどサステナビリティを意識した経営を進めてまいります。

#### <重点施策>

- ・成長・注力事業の業容拡大と基盤事業の収益力強化
- ・R&D活動の強化による新規事業創出と早期収益化
- ・SDGs達成への貢献
- ・多様な人材の活躍推進

### ②株主の皆様への利益還元

当社は、株主の皆様に対する配当が、企業の最重要課題の一つであるとの認識に立ち、継続的・安定的な利益還元を基本としております。従いまして、今後も株主の皆様へ、安心して当社株式を保有し続けていただけるよう、強固な財務体質の構築・維持および一層の収益拡大に努力し、配当の向上に努めてまいります。

また、取締役会の決議による自己株式の取得も株主の皆様への利益還元のための方策として、また機動的な資本政策の一環としても有効と考えており、当社財務および市場の状況を総合的に判断のうえ実施いたしたいと考えております。

### ③社会的責任の遂行

当社グループは、社会的責任遂行のための行動指針「クラブウグループ倫理綱領」に則り、地球環境の保全をはじめとするサステナブルな社会の実現に貢献するとともに、豊かで健康的な生活環境づくりを目指して、独創的で真に価値のある商品・情報・サービスを提供し、グループの企業価値を高めてまいります。

### (3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社株式等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的のもと、2019年5月13日開催の取締役会において、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策、以下「現行プラン」という。）を導入いたしました。また、2019年6月27日開催の定時株主総会において、現行プランに対する株主の皆様の承認も得ております。

現行プランは、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを定めるとともに、一定の場合には当社が新株予約権の発行等の対抗措置をとることによって、大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものであります。

(4) 上記(3)の取組みが、上記(1)の基本方針に従い、当社の株主の共同の利益を損なうものでなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由

現行プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）をすべて充足しております。

現行プランの有効期間は、2022年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとされていますが、当該有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において現行プランの廃止の決議がなされた場合には、現行プランは当該決議に従い、その時点で廃止されます。

また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により現行プランの廃止の決議がなされた場合にも、現行プランはその時点で廃止されるものとなっております。

対抗措置の発動等にあたっては、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、当社社外取締役または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準じる者）で、当社の業務を執行する経営陣から独立した者のみで構成される独立委員会の勧告を最大限尊重するとともに、株主および投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしております。

従って、現行プランは、当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入したものであり、当社の役員の地位の維持を目的とするものではありません。

また、当社は2022年5月12日開催の取締役会において、本定時株主総会での株主の皆様のご承認を条件に、現行プランを一部変更し、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を継続することを決定いたしました。詳細につきましては、「第214回定時株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類の第5号議案をご参照ください。

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	22,040	15,219	58,589	△4,228	91,620
会計方針の変更による累積的影響額			21		21
会計方針の変更を反映した当期首残高	22,040	15,219	58,611	△4,228	91,642
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,241		△1,241
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			5,602		5,602
自 己 株 式 の 取 得				△1,536	△1,536
自 己 株 式 の 処 分				3	3
自 己 株 式 の 消 却		△3,678		3,678	-
利益剰余金から資本剰余金への振替		3,678	△3,678		-
非支配株主との取引に係る 親 会 社 の 持 分 変 動		△8			△8
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )					
当 期 変 動 額 合 計	-	△8	682	2,145	2,819
当 期 末 残 高	22,040	15,210	59,293	△2,082	94,461

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他有 価証券評 価差額金	繰 ヘ ッ 損	延 ジ 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	11,241		32	△8,904	△584	1,784	1,599	95,004
会計方針の変更による累積的影響額								21
会計方針の変更を反映した当期首残高	11,241		32	△8,904	△584	1,784	1,599	95,026
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当								△1,241
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益								5,602
自 己 株 式 の 取 得								△1,536
自 己 株 式 の 処 分								3
自 己 株 式 の 消 却								-
利益剰余金から資本剰余金への振替								-
非支配株主との取引に係る 親 会 社 の 持 分 変 動								△8
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )	△831		20	266	314	△229	△201	△430
当 期 変 動 額 合 計	△831		20	266	314	△229	△201	2,388
当 期 末 残 高	10,410		52	△8,637	△270	1,555	1,398	97,415

## 連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社は25社（国内15社、海外10社）であり、会社名は次のとおりであります。

倉 敷 機 械 (株)	(株) クラボウテクノシステム
日 本 ジ フ ィ ー 食 品 (株)	(株) 山 文 電 気
(株) クラボウインターナショナル	クラシキ・ド・ブラジル・テキスタイル(有)
倉 敷 織 維 加 工 (株)	クラシキ・ケミカル・プロダクツ・ド・ブラジル(有)
大 正 紡 績 (株)	タ イ ・ ク ラ ボ ウ (株)
東 名 化 成 (株)	サ イ ア ム ・ ク ラ ボ ウ (株)
シ ー ダ ム (株)	(株)クラボウ・マヌンガル・テキスタイル
ク ラ ボ ウ ケ ミ カ ル ワ ー ク ス (株)	倉 紡 貿 易 ( 上 海 ) 有 限 公 司
(株) 倉 敷 ア イ ビ ー ス ク エ ア	広 州 倉 敷 化 工 製 品 有 限 公 司
エ コ ー 技 研 (株)	広 州 倉 福 塑 料 有 限 公 司
(株) クラボウドライビングスクール	台 湾 倉 敷 機 械 股 份 有 限 公 司
ク ラ ボ ウ プ ラ ン ト シ ス テ ム (株)	ク ラ キ ア メ リ カ コ ー ポ レ ー シ ョ ン
(株) セ イ キ	

#### (2) 主要な非連結子会社の名称等

恒栄商事(株)

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社5社の合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等の額のうち持分に見合う額は、いずれも連結計算書類に重要な影響がないためであります。

### 2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社は、1社（恒栄商事(株)）であります。

(2) 持分法適用の関連会社は、1社（タイ・テキスタイル・デベロップメント・アンド・フィニッシング(株)）であります。

(3) 持分法を適用していない主要な非連結子会社及び関連会社の名称等

佛山倉敷繊維加工有限公司

(持分法を適用していない理由)

持分法非適用会社8社は、それぞれ連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、倉敷機械(株)及び(株)山文電気の決算日は3月20日、クラシキ・ド・ブラジル・テキスタイル(有)、クラシキ・ケミカル・プロダクツ・ド・ブラジル(有)、タイ・クラボウ(株)、サイアム・クラボウ(株)、(株)クラボウ・マヌガル・テキスタイル、倉紡貿易(上海)有限公司、広州倉敷化工製品有限公司、広州倉福塑料有限公司及び台湾倉敷機械股份有限公司の決算日は12月31日、クラキアメリカコーポレーションの決算日は2月28日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結決算上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等  
以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定してあります。)

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法によっております。

##### ②デリバティブ

時価法によっております。

##### ③棚卸資産

主として移動平均法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は、主として定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。海外連結子会社は定額法によっております。

##### ②無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては主として社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

##### ③リース資産

主としてリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

#### (3) 重要な引当金の計上基準

##### ①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### ②賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき、当連結会計年度負担額を計上しております。

- ③役員退職慰労引当金 一部の連結子会社において、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- ④株式報酬引当金 当社は、株式交付規程に基づく役員に対する将来の当社株式の交付に備えるため、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の交付見込み額を計上しております。

(4) ヘッジ会計の方法

- ①ヘッジ会計の方法 原則として繰延ヘッジ処理によっております。  
 なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理に、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理によっております。
- |              |              |                  |
|--------------|--------------|------------------|
| ②ヘッジ手段とヘッジ対象 | <u>ヘッジ手段</u> | <u>ヘッジ対象</u>     |
|              | 為替予約         | 外貨建債権・債務、外貨建予定取引 |
|              | 金利スワップ       | 借入金              |
- ③ヘッジ方針 社内管理規程に基づき、為替相場や金利の市場変動によるリスクを回避するためにデリバティブ取引を利用しており、投機目的のものはありません。
- ④ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ手段及びヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつ、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジ有効性の判定は省略しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①繊維事業、化成品事業及び食品・サービス事業

繊維事業においては、主に糸、テキスタイル、繊維製品の製造・販売を行っており、化成品事業においては、主に軟質ウレタン、機能樹脂製品、住宅用建材の製造・販売を行っております。食品・サービス事業においては、主にフリーズドライ食品の製造・販売を行っております。このような製品の販売については、製品の支配が顧客に移転したとき、すなわち、製品を顧客に引き渡した時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、顧客から支払を受ける権利を得るため、その時点で収益を認識しておりますが、国内の販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

なお、有償支給取引については、加工代相当額のみを純額で収益として表示し、さらに、買戻義務を負っている有償支給取引については、金融取引として有償支給先に残存する支給品の期末棚卸高について棚卸資産として認識するとともに、有償支給先から受け取った対価について金融負債を認識しております。また、売戻義務を負っている有償支給取引については、支給品の期末棚卸高について金融資産を認識しております。

また、製品の販売のうち、代理人取引に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する製品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、値引き額等を控除した金額で算定しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

## ②環境メカトロニクス事業

環境メカトロニクス事業のうち、エンジニアリングにおいては、主に環境・エネルギー関連の各種プラント等の工事契約を締結しております。当該契約については、義務の履行により資産（仕掛品）が創出され又は増価し、資産の創出又は増価につれて顧客が当該資産を支配することから、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。ただし、工期がごく短いなど重要性の乏しい工事については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

エレクトロニクスにおいては、主に色彩・生産管理等に関する情報システム及び検査・計測システムの製造及び販売を行っております。このような製品の販売については、製品の支配が顧客に移転したとき、すなわち、顧客が当該製品を検収した時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、顧客から支払を受ける権利を得るため、その時点で収益を認識しております。

取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、値引き額等を控除した金額で算定しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

その他の収益に関する事業では、不動産の賃貸を行っております。

## (6) 退職給付に係る会計処理の方法

### ①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

### ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、主としてその発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。

## (7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、投資ごとに投資効果の発現する期間を見積り、20年以内で均等償却しております。なお、重要性がないものについては一時償却しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

1. 有償支給取引に係る収益認識

有償支給取引については、加工代相当額のみを純額で収益として表示する方法に変更しており、さらに、買戻義務を負っている有償支給取引については、金融取引として有償支給先に残存する支給品の期末棚卸高について棚卸資産として認識するとともに、有償支給先から受け取った対価について金融負債を認識しております。また、売戻義務を負っている有償支給取引については、支給品の期末棚卸高について金融資産を認識しております。

2. 代理人取引に係る収益認識

主に輸出入代行取引に係る収益について、従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客への商品の提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から商品の仕入れ先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

3. 工事契約に係る収益認識

環境・エネルギー関連の各種プラント等の工事契約について、従来は進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を、それ以外の工事については工事完成基準を適用しておりましたが、全ての工事について履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。ただし、工期がごく短いなど重要性の乏しい工事については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。また、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、発生原価によるインプット法によっております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。

この結果、当連結会計年度の売上高は10,881百万円減少し、売上原価は10,945百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ63百万円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は21百万円増加しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしています。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「連結注記表(金融商品に関する注記)」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

#### 1. 棚卸資産の評価

##### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当社の繊維事業及び㈱クラボウインターナショナルは、当連結会計年度末に棚卸資産を6,456百万円、棚卸資産評価損を253百万円計上しております。

##### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

###### ①算出方法

棚卸資産の収益性の低下の状況に応じて簿価を切り下げております。

###### ②主要な仮定

棚卸資産の評価に用いた主要な仮定は、収益性の低下及び販売可能性であります。

###### ③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定である収益性の低下及び販売可能性は、アパレル業界等の市況により大きな影響を受けることが予想され、当該市況の変動により翌連結会計年度において棚卸資産評価損が増減する可能性があります。

#### 2. 固定資産の減損

##### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

環境メカトロニクス事業を営む倉敷機械㈱は、当連結会計年度末に有形・無形固定資産を4,749百万円計上しております。なお、当連結会計年度において減損損失は計上しておりませんが、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクに鑑みて開示の項目として識別しております。

##### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

###### ①算出方法

割引前将来キャッシュ・フローが資産グループの帳簿価額を上回っていることから、減損損失は認識しておりません。割引前将来キャッシュ・フローは、経営者によって承認された事業計画を基礎とし、さらに将来の不確実性を考慮して見積もっております。

## ②主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、事業計画の基礎となる販売数量及び事業計画後の成長率であります。事業計画後の成長率については、倉敷機械㈱が属している大型の工作機械業界は技術革新の激しい一般の工作機械業界とは異なり比較的安定している業界であるため、当該事情を反映した成長率を算定しております。

## ③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定である事業計画の基礎となる販売数量及び事業計画後の成長率は、見積りの不確実性が高く、これらの変動により翌連結会計年度において減損損失が発生する可能性があります。

新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、新たな変異株による新型コロナウイルス感染症の再拡大が懸念されるなど、景気の先行きは不透明であります。

棚卸資産の評価や固定資産に関する減損損失の計上等の会計上の見積りを行うにあたっては、新型コロナウイルス感染症の影響は2023年3月期も一定程度継続するものの、段階的に回復していくと仮定を置いて判断しております。

## (追加情報)

### (役員向け株式報酬制度の導入)

当社は、2019年度より、取締役（社外取締役、監査等委員である取締役及び国内非居住者を除く。以下も同様。）及び執行役員（国内非居住者を除く。以下、取締役と総称して「取締役等」といいます。）に対し、取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中・長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、新たに信託を用いた株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

#### 1. 取引の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役等に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役等に対して交付される株式報酬制度であります。なお、各取締役等が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時です。

#### 2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除きます。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、214百万円及び103,200株であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	4,577百万円
機械装置	1,528百万円
土地	2,160百万円
計	8,266百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	627百万円
預り敷金保証金(1年内返済分を含む。)	2,937百万円
計	3,565百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 142,540百万円

3. 保証債務

金融機関等からの借入金に対する債務保証

社会福祉法人石井記念愛染園(連帯保証) 361百万円

4. コミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行5行とコミットメントライン契約を締結しております。コミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額	9,000百万円
借入実行残高	－百万円
借入未実行残高	9,000百万円

(連結損益計算書に関する注記)

1. 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

(単位：百万円)

用途	種類	場所	減損損失
化成品製造設備	建物及び構築物、機械装置等	中国広東省広州経済技術開発区	303
遊休資産	建物及び構築物	愛知県安城市	23
事務所設備	建物及び構築物等	東京都中央区	15

(2) 減損損失を認識するに至った経緯

化成品製造設備については、事業環境が悪化し収益性の低下が見込まれるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

その内訳は、建物及び構築物39百万円、機械装置及び運搬具178百万円、建設仮勘定17百万円、その他67百万円であります。

なお、回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを10.1%で割り引いて算定しております。

遊休資産については、解体撤去することを意思決定したため、帳簿価額を回収可能価額（備忘価額）まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建物及び構築物23百万円であります。

事務所設備については、廃棄することを意思決定したため、帳簿価額を回収可能価額（備忘価額）まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建物及び構築物14百万円、その他0百万円であります。

(3) 資産のグルーピングの方法

当社グループは、事業資産については管理会計上の区分で、遊休資産については個別の物件単位でグルーピングを行っております。

2. 工場移転費用

中国子会社の工場移転に係る費用として工場移転費用を計上しております。その内訳は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

項	目	金	額
特別退職金			139
移設費用			16
その他			18
計			174

3. 事業構造改善費用

繊維事業の構造改革に伴う当社の丸亀工場及び連結子会社の工場閉鎖等に係る次の費用であります。

(単位：百万円)

項	目	金	額
固定資産撤去費			79
固定資産移設費用			30
その他			20
計			129

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び株式数

普通株式

20,756,228株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	1,771,903株	801,449株	1,601,700株	971,652株

(注1) 自己株式の株式数の増加は、取締役会決議に基づく自己株式取得による増加800,000株、単元未満株式の買取りによる増加1,449株であります。

(注2) 自己株式の株式数の減少は、取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少1,600,000株、株式交付信託の売却及び交付による減少1,700株であります。

(注3) 当連結会計年度末の自己株式には、株式交付信託が保有する当社株式103,200株が含まれております。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,241百万円	60円	2021年3月31日	2021年6月30日

(注) 2021年6月29日定時株主総会の決議による配当金の総額には、株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金6百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,392百万円	利益剰余金	70円	2022年3月31日	2022年6月30日

(注) 2022年6月29日定時株主総会の決議による配当金の総額には、株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金7百万円が含まれております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については預金を中心に安全性の高い金融商品で運用し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る信用リスクは、売上債権管理規程に沿ってリスク低減をはかっております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の用途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。

預り敷金保証金は、主として賃貸不動産の取引保証金として賃貸先から預かっております。

なお、デリバティブはデリバティブ取引管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	32,192	32,192	—
資産計	32,192	32,192	—
長期借入金	3,499	3,506	6
長期預り敷金保証金	5,872	5,518	△353
負債計	9,372	9,024	△347
デリバティブ取引(*2)			
①ヘッジ会計が 適用されていないもの	(32)	(32)	—
②ヘッジ会計が 適用されているもの	76	76	—
デリバティブ取引計	43	43	—

(\*1)「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「支払手形及び買掛金」及び「短期借入金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(\*2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

(注1) デリバティブ取引に関する事項

①ヘッジ会計が適用されていないもの

取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

通貨関連

(単位：百万円)

区分	取引の種類	契約額等	契約額等のうち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引 (*)	為替予約取引 売建 米ドル	539	—	△38	△38
	買建 米ドル	172	—	5	5

(\*) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

②ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

通貨関連

(単位：百万円)

区分	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価
原則的処理方法 (*) 1	為替予約取引 売建 米ドル	売掛金	735	—	△18
	買建 米ドル	買掛金	1,494	—	94
為替予約の振当処理	為替予約取引 売建 米ドル	売掛金	1,024	—	(*) 2
	買建 米ドル	買掛金	620	—	
	買建 人民元	買掛金	15	—	

(\*) 1. 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2. 為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金・買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金・買掛金の時価に含めて記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	1,784

これらについては、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価  
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類している。

#### (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 株式	32,192	—	—	32,192
デリバティブ取引 通貨関連	—	100	—	100
資産計	32,192	100	—	32,292
デリバティブ取引 通貨関連	—	△56	—	△56
負債計	—	△56	—	△56

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	3,506	—	3,506
長期預り敷金保証金	—	5,518	—	5,518
負債計	—	9,024	—	9,024

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しており、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金、長期預り敷金保証金

長期借入金及び長期預り敷金保証金の時価の算定は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、大阪府その他の地域において、賃貸オフィスビル、賃貸商業施設、遊休地などを所有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
9,212	57,199

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 連結会計年度末の時価は、主として外部の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額（不動産鑑定時からの調整を含む。）であります。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報  
 [財又はサービスの種類別の内訳]

(単位：百万円)

	報告セグメント					合計
	繊維事業	化成品事業	環境メカトロニクス事業	食品・サービス事業	不動産事業	
糸	13,715	—	—	—	—	13,715
テキスタイル	21,392	—	—	—	—	21,392
繊維製品	15,091	—	—	—	—	15,091
軟質ウレタン	—	17,468	—	—	—	17,468
機能樹脂製品	—	20,247	—	—	—	20,247
住宅用建材	—	8,968	—	—	—	8,968
エレクトロニクス	—	—	11,461	—	—	11,461
エンジニアリング	—	—	6,530	—	—	6,530
食品	—	—	—	6,816	—	6,816
サービス	—	—	—	1,681	—	1,681
その他	—	8,747	7,097	—	—	15,844
内部売上高	△5,529	△3,734	△1,494	△36	—	△10,796
顧客との契約から生じる収益	44,669	51,695	23,593	8,461	—	128,419
その他の収益	—	—	—	—	3,795	3,795
外部顧客への売上高	44,669	51,695	23,593	8,461	3,795	132,215

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社及び連結子会社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するに応じて）収益を認識する。

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、「連結注記表（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記）4. 会計方針に関する事項（5）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から当連結会計年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

（単位：百万円）

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	31,550
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	35,063
契約資産（期首残高）	773
契約資産（期末残高）	440
契約負債（期首残高）	1,441
契約負債（期末残高）	1,561

契約資産は、環境・エネルギー関連の各種プラント等の工事契約について当連結会計年度末日時点で完了しておりますが未請求の工事に係る対価に対する当社及び連結子会社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該工事に対する対価は、各顧客との支払条件に従い、当該工事の検収時に請求し、概ね1年以内に受領しております。

契約負債は、主に、各顧客との支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。

契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、1,441百万円であります。また、当連結会計年度において、契約資産が333百万円減少した主な理由は、工事進捗による収益認識に伴う増加及び顧客との契約から生じた債権への振替に伴う減少であります。

過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益（例えば、取引価格の変動）はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。これ以外で未充足（又は部分的に未充足）の履行義務はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 4,853円12銭

2. 1株当たり当期純利益 280円35銭

(注) 当社は、取締役等に対し、信託を用いた株式報酬制度「株式交付信託」を導入しております。当該信託口が保有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数の計算において控除する自己株式に含めております。(当連結会計年度103千株)

また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。(当連結会計年度103千株)

(重要な後発事象に関する注記)

(自己株式の取得及び自己株式の消却)

当社は、2022年5月12日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議いたしました。

1. 自己株式の取得及び消却を行う理由

株主還元の実現及び資本効率の向上を図るため

2. 取得に係る事項の内容

- |                |   |
|----------------|---|
| (1) 取得対象株式の種類  | 当社普通株式  |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 1,100,000株(上限)<br>(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合5.53%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 20億円(上限)  |
| (4) 取得する期間     | 2022年5月13日～2022年12月31日                          |
| (5) 取得方法       | 東京証券取引所における市場買付                                 |

3. 消却に係る事項の内容

- |                 |                                      |
|-----------------|--------------------------------------|
| (1) 消却する株式の種類   | 当社普通株式                               |
| (2) 消却する株式の総数   | 756,228株<br>(消却前の発行済株式総数に対する割合3.64%) |
| (3) 消却後の発行済株式総数 | 20,000,000株                          |
| (4) 消却予定日       | 2022年5月23日                           |

## 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 準 備 金	益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 (※)		
当 期 首 残 高	22,040	15,255	—	15,255	4,090	29,522	33,612	△4,228	66,679
会計方針の変更による累積的影響額						3	3		3
会計方針の変更を反映した当期首残高	22,040	15,255	—	15,255	4,090	29,525	33,616	△4,228	66,683
当 期 変 動 額									
特別償却準備金の取崩						—	—		—
固定資産圧縮積立金の取崩						—	—		—
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立						—	—		—
剰余金の配当						△1,241	△1,241		△1,241
当期純利益						4,002	4,002		4,002
自己株式の取得								△1,536	△1,536
自己株式の処分								3	3
自己株式の消却			△3,678	△3,678				3,678	—
利益剰余金から資本剰余金への振替			3,678	3,678		△3,678	△3,678		—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△917	△917	2,145	1,228
当 期 末 残 高	22,040	15,255	—	15,255	4,090	28,608	32,698	△2,082	67,911

(※) その他利益剰余金の内訳

	そ の 他 利 益 剰 余 金							
	配当準備積立金	従業員保護基金	特別償却準備金	固定資産圧縮積立金	固定資産圧縮特別勘定積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	その他利益剰余金合計
当 期 首 残 高	1,500	330	301	3,520	—	14,000	9,870	29,522
会計方針の変更による累積的影響額							3	3
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,500	330	301	3,520	—	14,000	9,873	29,525
当 期 変 動 額								
特別償却準備金の取崩			△100				100	—
固定資産圧縮積立金の取崩				△97			97	—
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立					42		△42	—
剰余金の配当							△1,241	△1,241
当期純利益							4,002	4,002
利益剰余金から資本剰余金への振替							△3,678	△3,678
当期変動額合計	—	—	△100	△97	42	—	△761	△917
当 期 末 残 高	1,500	330	201	3,422	42	14,000	9,111	28,608

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 計 合
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	11,037	△1	11,035	77,715
会計方針の変更による累積的影響額				3
会計方針の変更を反映した当期首残高	11,037	△1	11,035	77,718
当 期 変 動 額				
特別償却準備金の取崩				—
固定資産圧縮積立金の取崩				—
固定資産圧縮特別勘定 積立金の積立				—
剰余金の配当				△1,241
当 期 純 利 益				4,002
自己株式の取得				△1,536
自己株式の処分				3
自己株式の消却				—
利益剰余金から 資本剰余金への振替				—
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	△784	1	△782	△782
当 期 変 動 額 合 計	△784	1	△782	445
当 期 末 残 高	10,252	0	10,253	78,164

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券

①子会社株式及び関連会社株式

移動平均法に基づく原価法によっております。

②その他有価証券

市場価格のない株式等  
以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法によっております。

#### (2) デリバティブ

時価法によっております。

#### (3) 棚卸資産

主として移動平均法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物、徳島バイオマス発電設備については、定額法によっております。

#### (2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース  
取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき、当事業年度負担額を計上しております。

### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

#### ①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

#### ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、主としてその発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、主として各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

### (4) 株式報酬引当金

株式交付規程に基づく役員に対する将来の当社株式の交付に備えるため、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の交付見込み額を計上しております。

## 4. ヘッジ会計の方法

### (1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理に、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理によっております。

### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
為替予約	外貨建債権・債務、外貨建予定取引
金利スワップ	借入金

### (3) ヘッジ方針

社内管理規程に基づき、為替相場や金利の市場変動によるリスクを回避するためにデリバティブ取引を利用しており、投機目的のものはありません。

### (4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつ、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジ有効性の判定は省略しております。

## 5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

### (1) 繊維事業及び化成品事業

繊維事業においては、主に糸、テキスタイル、繊維製品の製造・販売を行っており、化成品事業においては、主に軟質ウレタン、機能樹脂製品、住宅用建材の製造・販売を行っております。このような製品の販売については、製品の支配が顧客に移転したとき、すなわち、製品を顧客に引き渡した時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、顧客から支払を受ける権利を得るため、その時点で収益を認識しておりますが、国内の販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

なお、有償支給取引については、加工代相当額のみを純額で収益として表示し、さらに、買戻義務を負っている有償支給取引については、金融取引として有償支給先に残存する支給品の期末棚卸高について棚卸資産として認識するとともに、有償支給先から受け取った対価について金融負債を認識しております。また、売戻義務を負っている有償支給取引については、支給品の期末棚卸高について金融資産を認識しております。

取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、値引き額等を控除した金額で算定しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

### (2) 環境メカトロニクス事業

環境メカトロニクス事業のうち、エンジニアリングにおいては、主に環境・エネルギー関連の各種プラント等の工事契約を締結しております。当該契約については、義務の履行により資産（仕掛品）が創出され又は増価し、資産の創出又は増価につれて顧客が当該資産を支配することから、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。ただし、工期がごく短いなど重要性の乏しい工事については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

エレクトロニクスにおいては、主に色彩・生産管理等に関する情報システム及び検査・計測システムの製造及び販売を行っております。このような製品の販売については、製品の支配が顧客に移転したとき、すなわち、顧客が当該製品を検収した時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、顧客から支払を受ける権利を得るため、その時点で収益を認識しております。

取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、値引き額等を控除した金額で算定しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

その他の収益に関する事業では、不動産の賃貸を行っております。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

1. 有償支給取引に係る収益認識

有償支給取引については、加工代相当額のみを純額で収益として表示する方法に変更しており、さらに、買戻義務を負っている有償支給取引については、金融取引として有償支給先に残存する支給品の期末棚卸高について棚卸資産として認識するとともに、有償支給先から受け取った対価について金融負債を認識しております。また、売戻義務を負っている有償支給取引については、支給品の期末棚卸高について金融資産を認識しております。

2. 工事契約に係る収益認識

環境・エネルギー関連の各種プラント等の工事契約について、従来は進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を、それ以外の工事については工事完成基準を適用していましたが、全ての工事について履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。ただし、工期がごく短いなど重要性の乏しい工事については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。また、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、発生原価によるインプット法によっております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当事業年度の売上高は6,578百万円減少し、売上原価は6,638百万円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ59百万円増加しております。また、繰越利益剰余金の当期首残高は3百万円増加しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしています。なお、計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(棚卸資産の評価)

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

当社の繊維事業は、当事業年度末に棚卸資産を4,762百万円、棚卸資産評価損を213百万円計上しております。

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1) 算出方法

棚卸資産の収益性の低下の状況に応じて簿価を切り下げております。

(2) 主要な仮定

棚卸資産の評価に用いた主要な仮定は、収益性の低下及び販売可能性であります。

(3) 翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定である収益性の低下及び販売可能性は、アパレル業界等の市況により大きな影響を受けることが予想され、当該市況の変動により翌事業年度において棚卸資産評価損が増減する可能性があります。

新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、新たな変異株による新型コロナウイルス感染症の再拡大が懸念されるなど、景気の先行きは不透明であります。

棚卸資産の評価等の会計上の見積りを行うにあたっては、新型コロナウイルス感染症の影響は2023年3月期も一定程度継続するものの、段階的に回復していくと仮定を置いて判断しております。

(追加情報)

(役員向け株式報酬制度の導入)

当社は、2019年度より、取締役(社外取締役、監査等委員である取締役及び国内非居住者を除く。以下も同様。)及び執行役員(国内非居住者を除く。以下、取締役と総称して「取締役等」といいます。)に対し、取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中・長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、新たに信託を用いた株式報酬制度(以下、「本制度」といいます。)を導入しております。

## 1. 取引の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役等に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役等に対して交付される株式報酬制度であります。なお、各取締役等が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時です。

## 2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除きます。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、214百万円及び103,200株であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

建	物	3,841百万円
土	地	524百万円
計		4,365百万円

上記資産は、預り敷金保証金（1年内返済分を含む。）2,937百万円の担保に供しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 80,199百万円

3. 保証債務

金融機関等からの借入金等に対する債務保証

㈱クラボウ・マヌンガル・テキスタイル	1,999百万円
社会福祉法人石井記念愛染園（連帯保証）	361百万円
広州倉敷化工製品有限公司	176百万円
計	2,537百万円

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	7,848百万円
短期金銭債務	10,425百万円
長期金銭債権	681百万円

5. コミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行5行とコミットメントライン契約を締結しております。コミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額	9,000百万円
借入実行残高	—百万円
借入未実行残高	9,000百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

売上高	4,109百万円
営業費用	7,395百万円
営業取引以外の取引高	732百万円

2. 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

(単位：百万円)

用途	種類	場所	減損損失
遊休資産	建物及び構築物	愛知県安城市	23
事務所設備	建物及び構築物等	東京都中央区	15

(2) 減損損失を認識するに至った経緯

遊休資産については、解体撤去することを意思決定したため、帳簿価額を回収可能価額（備忘価額）まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建物及び構築物23百万円であります。

事務所設備については、廃棄することを意思決定したため、帳簿価額を回収可能価額（備忘価額）まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建物及び構築物14百万円、その他0百万円であります。

(3) 資産のグルーピングの方法

当社は、事業資産については管理会計上の区分で、遊休資産については個別の物件単位でグルーピングを行っております。

3. 事業構造改善費用

繊維事業の構造改革に伴う丸亀工場の閉鎖に係る次の費用であります。

(単位：百万円)

項目	金額
固定資産撤去費	79
固定資産移設費用	30
その他	0
計	109

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	1,771,903株	801,449株	1,601,700株	971,652株

(注1) 自己株式の株式数の増加は、取締役会決議に基づく自己株式取得による増加800,000株、単元未満株式の買取りによる増加1,449株であります。

(注2) 自己株式の株式数の減少は、取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少1,600,000株、株式交付信託の売却及び交付による減少1,700株であります。

(注3) 当事業年度末の自己株式には、株式交付信託が保有する当社株式103,200株が含まれております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	209百万円
未払事業税	80百万円
棚卸資産評価損	169百万円
退職給付引当金	2,407百万円
有価証券評価損	1,170百万円
減価償却超過額	315百万円
減損損失(土地)	38百万円
その他	402百万円

小計 4,794百万円

評価性引当額 △1,433百万円

繰延税金資産計 3,361百万円

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△1,509百万円
固定資産圧縮特別勘定積立金	△18百万円
その他有価証券評価差額金	△4,383百万円
その他	△260百万円

繰延税金負債計 △6,171百万円

繰延税金負債の純額 △2,810百万円

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表(収益認識に関する注記)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)  
 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関係内容		取引の 内容	取引 金額	科目	期末 残高
			役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	㈱クラブインター ナショナル	直接 100%	有	製品の販売・購入 設備の賃貸 資金の貸付	資金の貸付 (注)1	3,040	流動資産 (その他)	3,199
					利息の受取 (注)1	4		
	エコー技研㈱	直接 100%	有	資金の借入	資金の借入 (注)1	705	短期 借入金	1,430
					利息の支払 (注)1	0		
	㈱クラブドライビ ングスクール	直接 100%	有	設備の賃貸 資金の借入	資金の借入 (注)1	1,645	短期 借入金	1,796
					利息の支払 (注)1	1		
	㈱セイキ	直接 100%	有	資金の借入	資金の借入 (注)1	1,725	短期 借入金	1,551
					利息の支払 (注)1	1		
	㈱クラブウ・マヌン ガル・テキスタイル	直接 51.7%	有	製品の購入 債務保証	債務保証 (注)2	1,999	-	-
					保証料の受 取	8		

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付及び資金の借入は、当社が当社グループ各社との間で契約締結しているCMS（キャッシュ・マネジメント・サービス）に係るものであり、取引金額は期中の平均残高を記載しております。  
 また、利息は市場金利を勘案して合理的に決定しております。
2. ㈱クラブウ・マヌンガル・テキスタイルの金融機関からの借入金等に対して債務保証を行っており、保証額に基づき算定した保証料を受け取っております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 3,950円80銭

2. 1株当たり当期純利益 200円29銭

(注) 当社は、取締役等に対し、信託を用いた株式報酬制度「株式交付信託」を導入しております。当該信託口が保有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数の計算において控除する自己株式に含めております。(当事業年度103千株)

また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。(当事業年度103千株)

(重要な後発事象に関する注記)

(自己株式の取得及び自己株式の消却)

「連結注記表(重要な後発事象に関する注記)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しておりません。